

一般社団法人山梨県鍼灸師会定款

一般社団法人山梨県鍼灸師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人山梨県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鍼灸学術を振興し、鍼灸業務を通じて高齢者の福祉の増進、公衆衛生の向上に関する事業を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の振作昂揚に関する事業
- (2) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (3) 鍼灸業務の振興に関する事業
- (4) 鍼灸師の資質向上に関する事業
- (5) 鍼灸師の養成に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業については、山梨県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(構成)

第7条 本会は、本会の事業に賛同する個人であって、次条の規定により本会の会員となつた者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第8条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第9条 会員は、会員総会の定めるところにより、入会金・会費及び負担金（以下「入会金等」という。）を納入しなければならない。

（退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議（以下「特殊決議」という。）により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- （1） 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- （2） 本会の秩序を乱したとき。
- （3） 会員総会の議決事項に違反したとき。
- （4） 本会の名誉を傷つけたとき。
- （5） その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

（会員等の資格喪失）

第12条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1） 鍼灸師の資格を失ったとき。
- （2） 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3） 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- （4） 正当な理由なくして入会金等を1年以上滞納したとき。
- （5） 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第14条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 入会金等の基準及び金額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第17条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 会員総会の議長及び副議長は、その会員総会において、出席会員の中から選出する。

(定員数)

第19条 会員総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第20条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議決)

第21条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特殊決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第23条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長、副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----|------------|
| 理事 | 5名以上、11名以内 |
| 監事 | 3名以内 |

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は理事会の決議により選定する。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、本会の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会が別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特殊決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第31条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長・顧問・参与)

第32条 本会に、任意の機関として、名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、会員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
3 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただしその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (5) 寄付金に関する事項の決定
 - (6) 本会の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 支部その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第31条の責任の免除

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項3号及び第4号後段を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 会長が出席しない理事会においては、出席した全ての理事及び監事が議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(資金の管理・運用)

第41条 本会の資金管理・運用は、会長が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及びその附属明細書

(3) 損益計算書（正味財産増減計画書）及びその附属明細書

(4) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の財産目録等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及び報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則)

第45条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、会員総会による特殊決議により変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、深澤栄一とし、最初の副会長は佐藤禎之、渡邊慎司とする。
- 3 本会の最初の監事は、細田敬二、近藤くみ子とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和7年 5月 18日

当法人の定款に相違ない。

一般社団法人山梨県鍼灸師会

代表理事 石川亮一